

# 引っ越し時の届け出

手稲区役所

〒006-8612 前田1条11丁目

☎681-2400

引越しの際には、下表を参考に区役所などへ届け出てください（このほかの手続きが必要な場合もあります）。  
ご不明な点は担当課へ電話でご確認のうえ、ご来庁ください。

（表内の○数字は手稲区役所の窓口番号、★印は手稲区役所での手続き、\*印は届出に必要なものです）

		手稲区→市外	手稲区→市内の他区	手稲区内	窓口	課	
住所変更		★ 転出届を提出 ⇒転出証明書を発行します。転出先の市町村へ提出してください。	転出先の区役所に転入届を提出 (転出後14日以内)	★ 転居届を提出 (転居後14日以内)	1階 ⑨ ⑩	戸籍住民課	
		新住所の番号(○番○号)・番地(○番地)、アパート・マンションの名称・部屋番号を確認の上、届け出てください。*本人確認できる書類(運転免許証・健康保険証など)					
印鑑登録		★ 印鑑登録証(カード)の返還 (印鑑登録は廃止になります) *印鑑登録証	住所変更の手続きをすることで、自動的に住所が変更され、引き続き印鑑登録証(カード)を使用できます。新たに印鑑登録をする方の手続きについては、お問い合わせください。				
転校 (小・中学校)		転出先の市町村へ在学証明書(現在の学校で発行)を提出してください。 *在学証明書	転出先の区役所で、転入届の手続き時に在学証明書(現在の学校で発行)を提示⇒入校票を発行します。新しい学校へ提出してください。 *在学証明書	★ 転居届手続時に在学証明書(現在の学校で発行)を提示⇒入校票を発行します。新しい学校へ提出してください。 *在学証明書			
国民健康保険		★ 脱退手続き(転出前)。 *国民健康保険証	転出先の区役所で住所変更の手続き(転出後14日以内) *国民健康保険証	★ 住所変更の手続き(転居後14日以内) *国民健康保険証	2階 ②	保険年金課	
介護保険		★ 被保険者証の返還。要介護認定を受けている方及び認定申請中の方は、受給資格証明書の交付を受けてください。*被保険者証	転出先の区役所で住所変更の手続きをし、被保険者証を差し替えてください。*被保険者証	★ 住所変更の手続きをし、被保険者証を差し替えてください。*被保険者証			
国民年金	加入者	住所変更の手続きをすることで、自動的に住所が変更されます。 ※第3号被保険者の方は、配偶者の勤務先で住所変更の手続きをしてください。			2階 ③		
	受給者	年金の種類によって手続きが異なりますので、転出先の市町村の年金係にお問い合わせください。					
特別障害者手当 障害児福祉手当 福祉手当		★ 転出の手続き ⇒転出先の市町村で住所変更の手続きをしてください。*印鑑	転出先の区役所で住所変更の手続き *身体障害者手帳・療育手帳・印鑑	★ 住所変更の手続き *身体障害者手帳・療育手帳・印鑑	1階 ①	保健福祉サービス課	
敬老パス 敬老手帳		★ 敬老パス・敬老手帳の返還 *敬老パス・敬老手帳	敬老パスは、そのまま使用できます。 敬老手帳は、新住所を記入してください。 ※新制度による敬老パスについては給付事務係にお問い合わせください。		1階 ②		
身体障害者手帳		★ 福祉乗車証・福祉タクシー利用券・自動車燃料助成券・福祉定期券利用証明書・福祉割引ウィズユーカードの返還⇒転出先の市町村で住所変更の手続きをしてください。	転出先の区役所で住所変更の手続き *身体障害者手帳・印鑑	★ 住所変更の手続き *身体障害者手帳・印鑑	1階 ① ②		
療育手帳		転出先の区役所で住所変更の手続き *療育手帳・印鑑	★ 住所変更の手続き *療育手帳・印鑑				
児童手当		★ 消滅手続き。⇒転出先の市町村で新たに申請してください。 *印鑑	住所変更の手続きをすることで、自動的に住所が変更されます。				
児童扶養手当 特別児童扶養手当		★ 住所変更の手続き *手当証書・印鑑	転出先の区役所で住所変更の手続き *手当証書・印鑑	★ 住所変更の手続き *手当証書・印鑑	1階 ⑥		
医療助成		★ 受給者証の返還 *本市または平成16年度1月1日現在居住の市町村で発行する所得証明書 ※転出先で必要になる書類は窓口でご案内します。	転出先の区役所で住所変更の手続き *受給者証	★ 住所変更の手続き *受給者証			
固定資産税		固定資産を所有している方は、資産の所在する市区町村に住所変更の手続きを(電話・手紙での連絡も可)。			2階 ⑤		課税課
原動機付自転車 (125cc以下)・ 小型特殊自動車		★ 廃車届を提出。 *印鑑・ナンバープレート・運転免許証・標識交付証明書	住所変更の手続きをすることで、自動的に住所が変更されます。				